

港区ヤングケアラー相談支援等事業採点表(第一次審査)

第一次審査(書類審査)			
事業者名		記入者	

1 業務実施体制(事務局採点)		様式	劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点	講評等(ポイントとなった事項など)	
			1	2	3	4	5					
類似案件	※【事務局採点基準】 ・同種又は類似業務の実績を有しているか。 5点:5件以上、4点:4件、3点:3件、2点:2件、1点:1件	様式4	事務局採点								10	
2 事業提案の評価		様式	劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点		
			1	2	3	4	5					
(1)基本理解について												
ア ヤングケアラーへの理解	ヤングケアラーの実態・背景・課題を具体的に理解しているか。	様式7(1)ア						×2		10		
イ 本事業の理解	本事業の実施目的と果たすべき役割を理解しているか。	様式7(1)イ						×2		10		
(2)オンラインサロン事業について												
ア 参加しやすい仕組み	ヤングケアラーが時間や場所にとらわれず参加できるオンライン上の交流の場として、参加しやすさや継続的な参加を促す工夫が、匿名性への配慮や開催方法、オンラインツールの活用等を含め、心理的負担を軽減し安心して参加できる形で具体的に示されているか。	様式7(2)ア						×4		20		
イ 安心・安全な運営体制	参加者が安心して交流できるよう、個人情報の取扱いや利用ルール、不適切な発言やトラブルへの対応等を含めた安全な運営体制と、心理的安全性やオンライン上のリスク管理に配慮した具体的な運営方法が示されているか。	様式7(2)イ						×2		10		
ウ ビアサポートや相談支援へのつなぎ方	オンラインサロンを支援の入口として位置付け、参加者の状況に応じてピアサポートや個別相談等へつなぐための、状況把握やフォローを含めた段階的な支援の仕組みが具体的に示されているか。	様式7(2)ウ						×3		15		
(3)ピアサポート事業について												
ア 気持ちを共有しやすい運営方法	ヤングケアラー同士が安心して気持ちや経験を共有し、相互理解や共感を通じて支え合うことができる環境づくり、適切な運営方法が提案されているか。	様式7(3)ア						×4		20		
イ ファシリテーション及び支援体制	参加者の心理的安全性を確保するため、ファシリテーターの役割や配置体制について、経験や専門性、ヤングケアラー支援に関する知識及び参加者への配慮を踏まえた、安心して参加できる運営体制が具体的に示されているか。	様式7(3)イ						×3		15		
ウ 安心して参加できる環境づくり	参加者が安心して気持ちや体験を共有できるよう、守秘義務や参加ルール等に配慮した、心理的安全性を確保する運営方法・仕組みが具体的に示されているか。	様式7(3)ウ						×3		15		
(4)休日等夜間相談事業について												
ア 相談対応の専門性	ヤングケアラーやその家族の相談に適切に対応するため、相談員の経験や資格、福祉・心理分野の知識等を踏まえた、専門性のある相談体制が整えられているか。	様式7(4)ア						×4		20		
イ 相談体制	電話相談やオンライン相談など、利用者が相談しやすい体制に加え、受付から対応、記録、引継ぎまでの運用方法や、安心して相談できる環境づくりが具体的に示されているか。	様式7(4)イ						×3		15		
(5)事業の実施体制について												
ア 事業評価	利用者の声や支援の効果、課題等をどのように把握し、改善していくかが具体的に示されているか。	様式7(5)ア						×2		10		
イ 広報・周知	ヤングケアラー本人を実際の利用につなげることのできる広報・周知方法が具体的に示されているか。※当事者への届きやすさや、各事業(ピアサポート事業・オンラインサロン事業・休日等夜間相談事業)の関連性を意識し周知ができているかを評価する。	様式7(5)イ						×2		10		
ウ 人材確保・人材育成	人材確保及び人材育成に向けた考え方が示されているか。また、支援の質を向上させるための考え方が具体的に示されているか。	様式7(5)ウ						×2		10		
エ 個人情報の管理	個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、情報の管理を適切に行うための体制は構築されているか。	様式7(5)エ						×2		10		
オ 緊急時の体制	事故等の未然防止策が示されているか。緊急時の事業者内の連絡体制及び区への連絡体制は示されているか。	様式7(5)オ						×2		10		
3 見積額の評価(事務局採点)		様式	劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点		
			1	2	3	4	5					
見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 ※【事務局採点基準】 事業規模に対する提案額(万円未満切り上げ)の割合 80%未満:1点 97.5%以上:2点 95%以上97.5%未満:3点 87.5%以上95%未満:4点 80%以上87.5%未満:5点	見積書	事務局採点								10	
第一次審査評価点 ※原則として、基準点(最低点)は660点(満点の6割)とします。												
事務局採点 計①【20点×5委員分=100点満点】									0	20		
委員採点 計②【200点×5委員分=1000点満点】									0	200		
第一次審査採点 小計③(①+②)【220点×5委員=1100点満点】									0	220		
【評価採点基準】5段階(優れている:5点 やや優れている:4点 普通:3点 やや劣る:2点 劣る:1点)												

地域貢献活動による加点項目	事務局採点配点の満点(20点×5委員分)	100点
アからオまでの各項目に該当する場合は、事務局採点配点の合計の5%相当分(小数点以下は切り上げ)を、第一次審査評価点に加えます。 ※事務局採点配点の満点(20点×5人=100点)の5%は5点なので、最大25点(5点×5項目)加点されます。	1項目当たりの加点数	5点
<p><地域貢献活動項目></p> <p>ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p>ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p>エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証又は認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p>オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p>		